

日本放送協会 理事会議事録

(平成29年 4月 4日開催分)

平成29年 4月21日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

平成29年 4月 4日(火) 午後1時00分～1時30分

<出席者>

上田会長、堂元副会長、木田専務理事、森永専務理事・技師長、
今井専務理事、坂本理事、安齋理事、根本理事、松原理事、
荒木理事、黄木理事、大橋理事

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

上田会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

(1) 第1281回経営委員会付議事項について

2 報告事項

(1) 平成29年度考査業務運営方針

(2) 平成29年度非常災害対策等業務実施方針

(3) 平成28年度決算の日程について

(4) 会計検査院の検査報告について

(5) 平成29年度内部監査計画および平成27～29年度中期内部監査計画の改定について

議事経過

1 審議事項

(1) 第1281回経営委員会付議事項について (経営企画局)

4月11日に開催される第1281回経営委員会に付議する事項について、審議をお願いします。

付議事項は、議決事項として「平成29年度標準役員報酬について」、「平成29年度役員交際費の支出限度額について」、および「ラジオ中継放送局の設置計画について」、報告事項として「ラジオ中継放送局の開局について」と「平成28年度決算の日程について」です。また、その他事項として「会計検査院の検査報告について」、「平成29年春季交渉の結果について」、および「新放送会館候補地の協議に関する基本合意書締結について」です。

(会 長) ご意見等がありませんので、原案どおり決定します。

2 報告事項

(1) 平成29年度考査業務運営方針 (考査室)

平成29年度の考査業務運営方針について説明します。

考査は、NHKの放送する番組が、放送法をはじめとする法令を順守し、また「国内番組基準」、「国際番組基準」、および「放送ガイドライン2015」に従って編集されているかを評価・検討し、その結果に基づく意見等を通じて、番組を自主的に規律し、その向上を図ります。

29年度は「NHK経営計画2015-2017年度」(以下、「経営計画」)が掲げる、「信頼をより確かに、未来へつなぐ創造の力」という基本方針を踏まえ、放送番組考査規程にのっとり、「放送番組の質的向上への貢献」、「モニター制度の効果的な活用」、および「全国考査体制の見直しを完了」を目標に掲げて実施します。

具体的な施策は、次のとおりです。

1点目は、「放送考査、考査結果の周知」です。

NHKの国内放送および国際放送が、正確・迅速か、公平・公正でかつ分かりやすいか、伝えるべきことを伝えているかを考査します。また、表現・用語が適切か、人権への配慮がなされているか、広告・宣伝にならないよう注意が払われているかなど、放送倫理上の観点から考査します。国際放送の考査については、引き続き経営計画に照らして重要性に留意して実施します。考査結果は、「考査週報」としてイントラネット上に掲載して速やかに放送現場に伝えるとともに、取材・制作現場との有機的連携を図りつつ、放送番組の質的向上に寄与します。

2点目は、「事前考査」です。

事前考査は、社会的に関心が高いテーマを扱う番組、幅広い視聴者層を対象とした番組、編成方針に基づく新番組を中心に選定し、番組の質の確保とリスクマネジメントの観点から番組の訂正・変更の可能な時期に実施します。訂正・変更が必要と思われる場合は、ただちに制作責任者に対して、改善に向けた助言を行います。

3点目は、「放送番組モニターの活用」です。

全国各地から送られる「モニターレポート」を迅速に集計・分析し、視聴者の感想・意向として現場に伝えます。29年度は、新番組や特集番組、開発番組をはじめ、注目度の高い番組を重点的にモニター対象にするとともに、2018年冬の「ピョンチャンオリンピック・パラリンピック」のインターネット特設サイト等、通信サービスもモニターしていきます。また、モニターデータベースの機能を積極的に活用し、番組のモニター評価をグラフ化してわかりやすく紹介します。さらに、モニターから直接ニュースや番組に対する意見・要望を聞く懇談会を継続して開催し、全国の放送局のモニター担当者への支援にも引き続き力を入れます。

4点目は、「放送倫理の向上」です。

放送倫理に関する事項についての現場からの問い合わせ・相談に対し、「放送ガイドライン2015」に基づき、適切なアドバイスを行い、「人権・商標問い合わせ」窓口となっているレファレンス業務の充実を図ります。BPO（放送倫理・番組向上機構）、マスコミ倫理懇談会、在京民放との考査実務責任者会議など、外部関係機関との連携・情報交換を行

い、必要に応じて現場に情報提供を行います。また、番組に関する新たなリスクマネジメント手法の開発と普及を図ります。

5点目は、「放送各部署との連携」です。

考査・放送番組モニター・放送倫理向上の取り組みを踏まえ、放送各部署との意見交換の場を設けるなど、連携をさらに積極的に進めます。

6点目は、「インターネット展開への対応」です。

インターネットを活用した情報発信の強化を踏まえ、考査にあたっては、番組のインターネット展開との関連に留意します。

7点目は、「全国考査体制の見直し」です。

福岡放送局、松山放送局の考査業務を考査室に集約し、全国考査体制の見直しを完了させます。また、地域放送の質の向上に資する地域放送番組の考査を実施します。

(2) 平成29年度非常災害対策等業務実施方針

(報道局・総務局)

平成29年度の非常災害対策等業務実施方針について報告します。

「非常災害対策等業務実施方針」は、国の災害対策基本法に基づいてNHKが定めている「日本放送協会防災業務計画」を遂行するため、NHKとしてどう取り組むのか、その重点事項を示すものです。

日本列島は今、近い将来に発生が懸念される首都直下地震や南海トラフ巨大地震に加え、全国でも熊本地震のような内陸直下型の大地震の危険性があります。また、地球温暖化の影響で強大な台風や豪雨、猛暑、寒波といった極端な気象現象による気象災害も激しさを増していくおそれがあります。

NHKは「公共メディア」として、一人でも多くの命を救う「防災・減災報道」をさらに充実させ、地域情報発信の強化に取り組み、あまねく地域や幅広い世代の視聴者一人一人に、災害の危険性を「自分のこと」と受け止めてもらうための情報や「安全・安心」を支える情報を届け、「社会的情報基盤」としての役割を着実に果たしていきます。スマートフォンの普及をはじめ社会環境が大きく変化するなかで、放送のみならずデジタルサービスの分野でも、「防災・減災報道」を実現していくことを喫緊の課題と考えます。

29年度は、本部と地方のそれぞれが地域情報の発信を強化し、放送

とデジタルサービスの両面からの取り組みを充実させます。また、首都直下地震などに備えて災害対策の機能・設備の運用体制を改善し、安全管理や事業継続の対応力を高めます。また、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故の現場を経験した職員が減っていくなか、若い世代に経験や教訓を継承し、次の世代の「防災・減災報道」への礎を築いていきます。

1. 地域情報の発信力強化 「自分のこと」と受け止められる防災・減災報道

災害時には、視聴者が危険性をより認識しやすいよう、具体的な地名や地図等を駆使して、地域ごとに、被災地の命と暮らしを支えるきめ細かな地域情報発信に取り組みます。

具体的には、「今」と「これから」の危険性を具体的な地名で伝える災害報道、リアルタイムの観測データを活用した解説力の強化、気象解説動画の配信による地方支援と各局の気象予報士の活用強化、迅速な情報覚知と発信を支援するシステム等の全国運用、IP・ロボットカメラの効果的・効率的な活用と緊急展開、より実践的な緊急報道訓練と研修の充実・強化などに取り組みます。

2. 災害情報のデジタル発信強化 「安全・安心」を支える情報をあらゆる手段で

避難者や被災地での情報入手に欠かせないスマートフォンやウェブページをはじめ、あらゆる手段によるきめ細かな地域情報発信を強化するとともに、いざという時に「社会的情報基盤」としての役割を着実に果たすため、ふだんからデジタルサービスにおける視聴者との接点を強化していきます。

具体的には、スマートフォンアプリ「NHKニュース・防災」のさらなる普及、アプリのコンテンツを充実させる災害・気象ウェブページの開発、域情報発信を柱とした各地域放送局の態勢構築、自治体の避難情報等を伝える「Lアラート」の活用促進や自治体・防災機関等との連携強化、外国人にも理解しやすい情報伝達の検討・運用に取り組みます。

3. 首都直下地震等、いかなる状況下でも放送・サービスを継続できる体制に

首都直下地震や南海トラフ巨大地震をはじめ、いかなる時も迅速に対応し、自立的な情報発信が継続できるよう、職員の安全管理や地域への

貢献を含め、全局的な災害対策体制の充実を図ります。

具体的には、東京が被災地になった場合を想定した具体的な対策の推進、大阪放送局の放送センター代替機能の充実と非常災害時の迅速な対応に必要な態勢や情報共有の機能を強化、安全管理体制の構築、最新の災害想定や社会情勢に応じた本部・各放送局の「災害対策ハンドブック」の見直しや災害対策、ロジ体制の検証・充実、大災害時に現地で不足する自家発電・車両燃料・生活用水・備蓄物資等の確保に向けた全国支援の強化、放送センターでの外部帰宅困難者受け入れ体制の確立に取り組みます。

4. 大災害の経験・教訓を継承 被災地に向き合い続ける

東日本大震災など、大災害の記憶の風化を防ぐため、被災者や被災地の復興に真摯（しんし）に向き合い、課題克服や「災害に強い社会作り」に寄与する報道に継続して取り組みます。震災・原発事故関連の番組・企画等については多角的、継続的に展開し、大震災や原発事故の発生対応を経験した職員が現場から次第に減っていくなかで、経験や教訓を若手職員に継承する災害関連研修の充実・強化を図ります。

(黄木理事) 「地域情報の発信力強化 『自分のこと』と受け止められる防災・減災報道」については、例えば台風のような比較的長時間にわたって日本列島を横断していくような災害報道の場合、地域の放送局が柔軟にローカルニュースを行いやすいよう、全国放送との組み合わせを含めた編成の工夫を考えてほしいと思います。

(報道局) 全国放送、ブロック放送、地域放送をどのように組み合わせ、どのくらいの時間で放送するのかは大きな課題なので、今の指摘を踏まえて検討していきたいと思います。

(会長) NHKは2020年、そしてその先の“公共メディア”への進化を見据えなければなりません。こうした防災・減災、安全・安心への取り組みは、まさにNHKの最大の使命の1つです。視聴者のみなさんに寄り添い、本当に必要な情報をどのような手段で提供するか、しっかりと体制を組んで放送し、それを評価していただく。そう

した取り組みはNHKでなければならない。だから受信料は必要なのだと思っていただけのようになっていくと思います。ぜひこの業務実施方針に基づいて、防災・減災報道に取り組み、さまざまな施策を実現して欲しいと思います。

(3) 平成28年度決算の日程について

(経理局)

平成28年度決算の日程について報告します。

NHKの単体決算は、放送法第74条の規定により、当該事業年度経過後3か月以内に総務大臣に財務諸表を提出することとなっています。これを踏まえ、28年度の決算は、6月27日開催予定の経営委員会での議決に向け、取り進めたいと思います。

まず、5月9日開催予定の理事会と経営委員会で、単体と連結を合わせた「決算の速報」を報告します。

次に、単体の「財務諸表」については、放送法第75条に定める監査委員会や会計監査人の監査を経て、6月27日開催予定の理事会で審議し、同日の経営委員会に諮る予定です。また、NHKの連結決算規程に基づいて作成している「連結財務諸表」についても、同じく6月27日開催予定の理事会で審議・決定し、同日の経営委員会で報告する予定です。

本件は、4月11日開催の第1281回経営委員会に報告します。

(4) 会計検査院の検査報告について

(経理局)

会計検査院の検査報告について報告します。

平成28年5月、参議院決算委員会において、国会法第105条に基づき、会計検査院に対し、NHKにおける「関連団体との取引の状況」、「関連団体の剰余金及び日本放送協会に対する配当の状況」、および「関連団体の不適正経理の再発防止に向けた指導・監督の状況」について検査を行い、その結果を報告をすることを求める決議がなされました。

会計検査院の検査は、本部における実地検査が63人日で、このほかにも「資料収集」として本部での調査が行われました。このたび、会計

検査院において報告書がまとまり、3月29日に、参議院に報告されました。

検査の結果に対する所見の概要は、次のとおりです。

「協会において、今回の会計検査院の検査の結果を踏まえて、次のような点に留意して、関連団体の事業運営に対する指導・監督を適切に実施する必要がある。

(1) 関連団体との取引の状況

- ・ 関連団体との契約については、関連団体は協会の業務を補完・支援して効率的に業務を進める目的で設立されており、単純に競争性のある契約方式に移行するのは難しい業務も多いが、今後とも業務内容の勘案・検証を行った上で、競争性のある契約への移行をより積極的に進めていくこと
- ・ 実績原価の確認の結果を適切に反映し、業務委託額の削減等に努めること
- ・ 関連団体への業務委託の算定に用いる管理費率については、関連団体の経営状況を検証するなどして、必要に応じて見直すこと 等

(2) 関連団体の剰余金及び日本放送協会に対する配当の状況

- ・ 利益剰余金全体の増加につながっている子会社の事業維持積立金の必要以上の増加を抑制すること
- ・ 子会社の目的積立金の必要性等が適切に検証できるよう指導すること
- ・ 普通配当の要請に加えて適切な特例配当の要請を行うことを検討すること。また、子会社の利益剰余金額を適切な規模とするための指導・監督を適切に実施していくこと 等

(3) 関連団体の不適正経理の再発防止に向けた指導・監督の状況

- ・ 協会及び関連団体において共通する業務に関する経理適正化策については業務に応じて共通して適用するなどし、関連団体に対する指導・監督を更に徹底していくこと
- ・ 関連団体の内部監査機能の確保や活用の指導・監督に努めるとともに、関連団体における監査について実施状況の把握や必要に応じた指導・監督に努めること。また、不適正経理の再発防止に向けた体制整備について、事業の規模や内容の違いを踏まえつつ可能な限り協会と同水準で実施されるよう、関連団体に対する指導・監督をさらに徹底していくこと

- ・ 関連団体に関する調査等を行う際には、調査に係る契約及び当該契約に関する支出について不透明な点が生ずることのないよう、規程等を遵守し、その経費の支出に際しては、事後的に十分に検証できるような方法で行うなどとする対応策について継続的に取り組んでいくこと等」

なお、この会計検査院の検査結果については、4月11日開催の第1281回経営委員会に報告します。

(黄木理事) 今回の所見は多角的で、多方面にわたって詳細に今のグループ経営状況の課題を洗い出していただいたと真摯に受け止めています。昨年度からNHKグループ経営改革を進めていますが、こうした課題にNHKとして自律的に取り組んでいくこと。その方法を確立していくことが、視聴者への説明責任を果たすことにつながると考えます。報告をよく吟味して、改革を進めていきたいと思えます。

(5) 平成29年度内部監査計画および平成27～29年度中期内部監査計画の改定について

(内部監査室)

「平成29年度内部監査計画」の策定、および「平成27～29年度中期内部監査計画」の改定について、報告します。

まず、「平成29年度内部監査計画」についてです。

「平成27～29年度中期内部監査計画」の最終年にあたる29年度は、中期計画を着実に達成するとともに、内部監査室によるリスク評価をふまえ、高リスク分野に重点を置いて実施します。

各監査の実施計画について説明します。

定期監査の監査対象は、28年度と同様に、本部各部局、地域拠点局、域内放送局、放送局以外の営業拠点、基幹系システムおよび主要な部局システム、海外総支局です。放送センターの建替業務を所管する部局についても監査対象とします。監査の視点としては、28年度の内部監査の結果、および不正の防止・発見の視点からリスクの高い項目を重点的に点検します。特にタクシー利用など、各部局で共通して繰り返し「要

改善」となる業務プロセスについては、管理部門や主管部局と連携しながら改善を働きかけ、対応が不十分な部局にはより厳しい評価を行うことを検討します。また、大規模災害時の放送継続の備え、部局目標の推進状況、受信料の公平負担の徹底に向けた取り組みについても引き続き点検します。

関連団体調査の実実施計画について説明します。

関連団体調査は、NHKグループのガバナンス・内部統制強化に貢献することを目的として、関連団体との基本契約に基づき、「関連団体運営基準」第19条に従って実施します。NHKが指導したガバナンス・内部統制の整備と運用状況に加え、関連団体で発覚した不正に対する再発防止の徹底を重点的に点検します。また、業務委託元であるNHKの各部局の監査と連動する調査を継続します。29年度の調査対象は、関連公益法人等9団体および子会社の一部とします。調査の実施にあたっては、各関連公益法人等の監事、内部監査室等とも連携し、効果的・効率的な調査の実施に努めます。また、28年度に調査を実施した子会社については、内部監査室の職員も非常勤監査役として監査役監査にあたるほか、NHKグループ内部監査連絡会、監査役連絡会などを通じて、引き続きグループガバナンス向上への支援を行います。

監査実施のスケジュールについて、定期監査は、本部各部局・放送局とも通年で実施します。また、海外総支局監査・関連団体調査は適時実施します。

監査・調査の結果については、会長宛ての「内部監査結果報告書」「調査結果報告書」を作成し、会長、役員、監査委員会に報告するなど、情報の共有化を図ります。

監査・調査結果のフォローアップについては、監査および関連団体調査で改善を求めた事項についての改善状況を確認し、会長、監査委員会等に、適宜、報告します。

このほか、29年度の特徴としては、人材育成・研修計画など監査品質の向上施策において、昨年までは試行であったコンピューター支援監査技法（CAAT）の本格的な導入・運用を開始します。

最後に、「平成27～29年度中期内部監査計画」の改定についてです。方針、目標と施策などに変更はありませんが、各地域放送局の定期監査について、実施期間等の変更があります。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

平成29年 4月18日

会 長 上 田 良 一